

市町村合併

15

表者になれない者ではないか
という指摘があり、急ぎよ開
きかけていた町選挙管理委
員会を中止し、鳥取県選挙
管理委員会に照会しました。

六月二十六日(木)

「米子市を合併対象市町村とする合併協議会を立ち上げる会」から、五月二十日(火)会見町選挙管理委員会に、「米子市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票実施請求者署名簿」が提出されました。会見町選挙管理委員会はいつたんこれを受理し、住民投票を行う方向で検討していましたが、請求代表者の渡邊さんが署名期間中に会見町議会議員に就任されていましたことから、請求は無効となりました。これを受け、「米子市を合併対象市町村とする合併協議会を立ち上げる会」の皆さん、再度、米子市との合併協議会設置を求め、七月十一日(金)、会見町長に合併協議会設置請求代表者証明書の交付申請書を提出されました。

署名簿提出から

これまでの経緯

五六二下日(火)
三六八人で、住民投票実施には、その六分の二(五十六人)以上の署名が必要とされていましたが、今回それを上回る六六〇人の署名を集め提出されました。

「米子市を合併対象市町村とする合併協議会を立ち上げる会」から、会見町選挙管理委員会に、「米子市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票実施請求者署名簿」が提出されました。平成十五年四月二十一日に告示された有権者数は三、

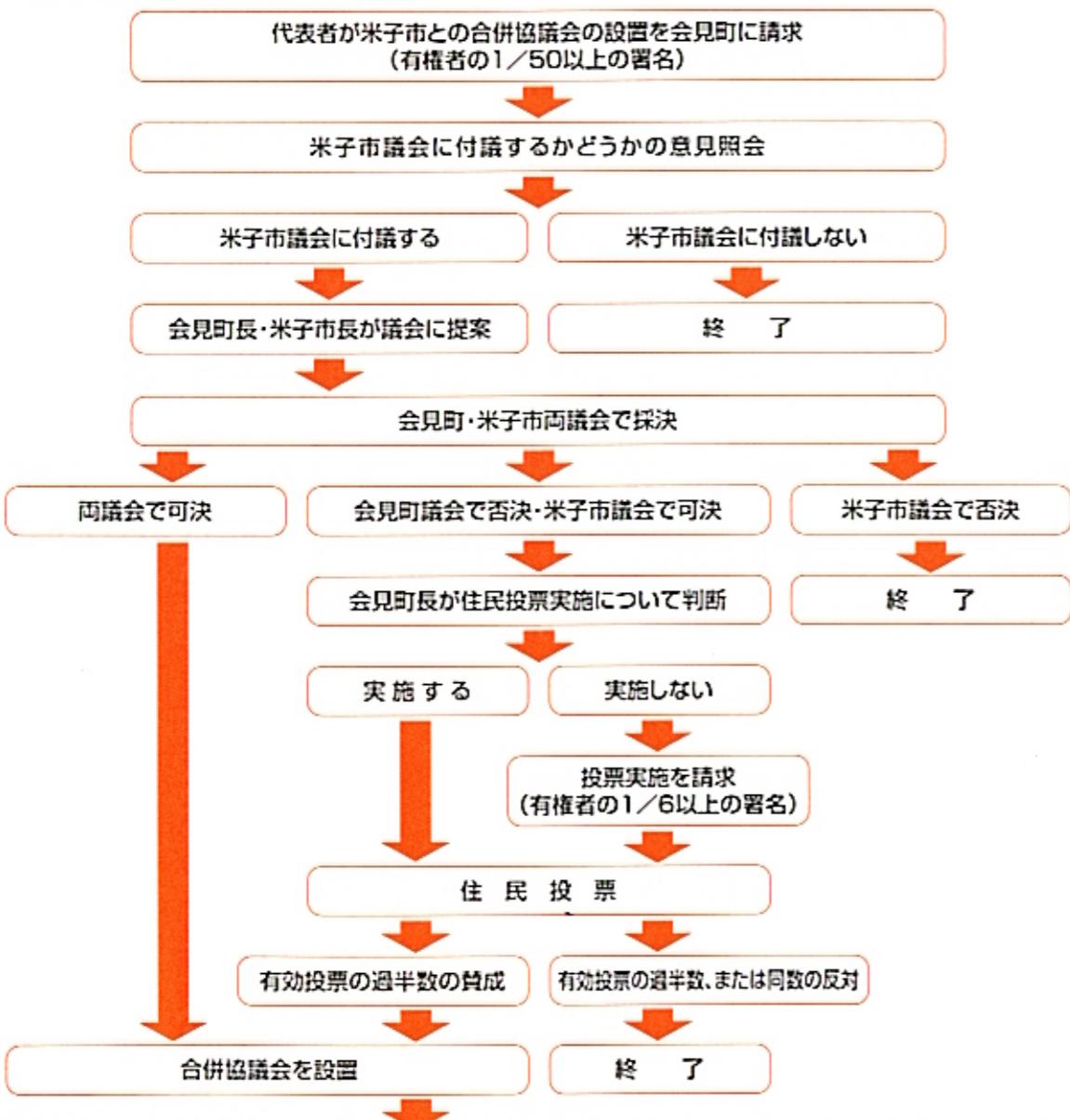
の見解を示しています。
七月十一日(金)

「米子市を合併対象市町村とする合併協議会を立ち上げる会」の皆さん、山本倭子さん、池田和雄さん、矢野俊明さん、武田健さんを代表者とする「合併協議会設置請求に係わる請求代表者証明書」の交付を会見町長に申請しました。会見町長はこれを受理し、「合併協議会設置請求に係わる請求代表者証明書」を交付しました。

赤井進会見町選挙管理委員会委員長のコメント

代表者の渡邊巧さんほか、署名された方に非常に期待を抱かせましたことについて、また、町民の皆様にとまどいをかけたことについて、大変申し訳ないと思っています。今後は信頼回復のために万全を期したいと思っています。

■合併協議会設置までの手順



■合併協議会が設置された場合

以上の手続きで仮に米子市との合併協議会が設置されても、合併が決定されるわけではありません。市町村建設計画の作成など必要な協議を行った後、最終的な「合併の可否」についてそれぞれ議会に付議し、両議会で可決された場合に合併が決定します。いずれかの議会で否決された場合、合併は決定されません。(このことは西伯町との合併についても同様です。)

六月二十日(火)
六月二十四日(火)
六月三十日(火)
六月十日(火)
六月二十四日(火)
六月三十日(火)

総務省が署名は無効であるとの判断を出したとの連絡が、県選挙管理委員会から町選挙管理委員会に入りました。それを受けて、町選挙管理委員会を開き、有効とされる署名による請求となりました。

六月二十四日(火)
六月三十日(火)
六月三十日(火)
六月二十四日(火)
六月三十日(火)
六月三十日(火)

総務省は、市町村の合併の特例に関する法律施行令及びこれに準用する公職選舉法により「国若しくは地方公共団体の公務員等は、在職中投票実施請求代表者となることができない」と定められており、公務員の定義として、「地方公共団体の事務又は業務に従事するような身分的契約関係にある者をいう」とあることから、町議会議員も公務員であるとみなされ、したがって投票実施請求者が無効であると